



栃木県公報

令和3(2021)年
10月22日(金)
第248号

目次

告 示

○栃木県一般会計補正予算…………… 953
 ○生活保護法による指定医療機関の指定…………… 958
 ○生活保護法による指定施術機関の指定…………… 958

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請…………… 959
 ○患畜の届出…………… 960
 ○都市計画変更図書の写しの縦覧…………… 960

告 示

栃木県告示第535号

令和3年度栃木県一般会計補正予算(第10号)については、令和3(2021)年10月15日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和3(2021)年10月22日

栃木県知事 福田 富一

令和3年度栃木県一般会計補正予算(第10号)

今回の補正予算は、引き続き厳しい財政状況の中、「とちぎ行革プラン2021」を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、県民生活に関わる緊要な課題に適切に対処することとして編成したものである。

補正予算の総額は、149億4,717万円の増額となり、既定予算が1兆864億1,740万円であったので、補正後の予算総額は、1兆1,013億6,457万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

| 款 | 既定予算額 (A) | 補正額 (B) | 補正後 (A+B) |
|---------------|--------------|------------|--------------|
| 1 県 税 | 238,000,000 | | 238,000,000 |
| 2 地方消費税清算金 | 88,450,000 | | 88,450,000 |
| 3 地方譲与税 | 25,597,000 | | 25,597,000 |
| 4 地方特例交付金 | 1,700,000 | | 1,700,000 |
| 5 地方交付税 | 135,558,000 | | 135,558,000 |
| 6 交通安全対策特別交付金 | 600,000 | | 600,000 |
| 7 分担金及び負担金 | 2,867,640 | | 2,867,640 |
| 8 使用料及び手数料 | 11,304,169 | | 11,304,169 |
| 9 国庫支出金 | 188,195,743 | 10,569,836 | 198,765,579 |
| 10 財産収入 | 1,393,439 | | 1,393,439 |

| | | | | | | |
|----|---|---|---|---------------|------------|---------------|
| 11 | 寄 | 附 | 金 | 241,490 | 350,000 | 591,490 |
| 12 | 繰 | 入 | 金 | 26,432,272 | | 26,432,272 |
| 13 | 繰 | 越 | 金 | 1,745,848 | 695,577 | 2,441,425 |
| 14 | 諸 | 収 | 入 | 240,867,799 | 166,757 | 241,034,556 |
| 15 | 県 | | 債 | 123,464,000 | 3,165,000 | 126,629,000 |
| | 合 | | 計 | 1,086,417,400 | 14,947,170 | 1,101,364,570 |

(2) 歳出

(単位 千円)

| 款 | 既定予算額 (A) | 補正額 (B) | 補正後 (A+B) |
|---------------|---------------|------------|---------------|
| 1 議 会 費 | 1,474,984 | | 1,474,984 |
| 2 総 務 費 | 43,513,210 | 69,000 | 43,582,210 |
| 3 民 生 費 | 116,442,093 | 176,569 | 116,618,662 |
| 4 衛 生 費 | 108,537,437 | 6,896,921 | 115,434,358 |
| 5 労 働 費 | 1,993,452 | | 1,993,452 |
| 6 農 林 水 産 業 費 | 40,923,132 | 263,481 | 41,186,613 |
| 7 商 工 費 | 257,794,744 | 265,000 | 258,059,744 |
| 8 土 木 費 | 82,295,956 | 6,358,032 | 88,653,988 |
| 9 警 察 費 | 46,419,609 | | 46,419,609 |
| 10 教 育 費 | 187,114,422 | 918,167 | 188,032,589 |
| 11 災 害 復 旧 費 | 3,900,544 | | 3,900,544 |
| 12 公 債 費 | 101,297,467 | | 101,297,467 |
| 13 諸 支 出 金 | 93,710,350 | | 93,710,350 |
| 14 予 備 費 | 1,000,000 | | 1,000,000 |
| 合 計 | 1,086,417,400 | 14,947,170 | 1,101,364,570 |

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

| 区 分 | 既定予算額 (A) | 補正額 (B) | 補正後 (A+B) |
|-------------|--------------|------------|--------------|
| 1 職 員 費 | 198,510,439 | | 198,510,439 |
| 2 公 共 事 業 費 | 57,087,343 | 5,058,032 | 62,145,375 |
| 3 建 設 事 業 費 | 68,831,341 | 1,516,287 | 70,347,628 |
| 4 公 債 償 還 費 | 101,297,467 | | 101,297,467 |
| 5 主 要 義 務 費 | 134,783,141 | 106,000 | 134,889,141 |
| 6 税 交 付 金 等 | 93,710,350 | | 93,710,350 |
| 7 一 般 行 政 費 | 180,639,335 | 3,348,376 | 183,987,711 |
| 8 受 託 事 務 費 | 3,021,810 | | 3,021,810 |
| 9 県 単 補 助 金 | 20,931,013 | 4,818,475 | 25,749,488 |

| | | | |
|------------------|---------------|------------|---------------|
| 10 県 単 貸 付 金 | 218,238,564 | 100,000 | 218,338,564 |
| 11 災 害 復 旧 費 | 3,824,912 | | 3,824,912 |
| 12 直 轄 事 業 負 担 金 | 5,541,685 | | 5,541,685 |
| 合 計 | 1,086,417,400 | 14,947,170 | 1,101,364,570 |

部局別主要事業

(単位 千円)

| 事 業 名 | 予 算 額 | 説 明 |
|--|-----------|--|
| 〔県民生活部〕 1 美術 館 整 備 費 | 18,360 | 令和4(2022)年度に開館50周年特別企画展を開催予定の県立美術館の屋上防水改修工事に要する経費 ・ 継 続 費 令和3(2021)～4(2022)年度 ・ 継続費総額 26,228千円 |
| 2 博 物 館 整 備 費 | 73,508 | 令和4(2022)年度に開館40周年特別企画展を開催予定の県立博物館の空調設備更新に要する経費 |
| 3 犯 罪 被 害 者 等 見 舞 金 事 業 費 | 1,000 | 栃木県犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等見舞金の給付等に要する経費 ・ 給付額 遺族見舞金 60万円/件 重傷病見舞金 20万円/件 |
| 〔環境森林部〕 4 県 有 施 設 省 エ ネ 加 速 化 事 業 費 | 15,547 | 県有施設の省エネルギー化を推進するための改修等に要する経費の補正 (補正前) 250,532 → (補正後) 266,079 ・ 実 施 箇 所 とちぎ生きがづくりセンター講堂(宇都宮市駒生町) ・ 継 続 費 令和3(2021)～4(2022)年度 ・ 継続費総額 22,209千円 |
| 〔保健福祉部〕 5 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 医 療 機 関 協 力 金 | 4,300,000 | 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関への協力金の支給に要する経費の補正 (補正前) 1,800,000 → (補正後) 6,100,000 ・ 支 給 対 象 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた入院協力医療機関等 ・ 支 給 額 上限2,000千円/床 |
| 6 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 医 療 従 事 者 応 援 寄 附 金 事 業 費 | 150,000 | 新型コロナウイルス感染症対策医療従事者への応援寄附金の配分に要する経費 ・ 配 分 対 象 新型コロナウイルス感染症患者の対応に当たる医療従事者 |
| 7 軽 症 者 等 療 養 体 制 確 保 事 業 費 | 2,172,513 | 新型コロナウイルス感染症に対する宿泊療養施設等の確保に要する経費の補正 (補正前) 7,231,182 → (補正後) 9,403,695 ・ 事 業 内 容 宿泊療養の提供のためのホテル借上げ、生活支援業務の委託等 |
| 8 妊 娠 S O S と ち ぎ 相 談 支 援 事 業 費 | 3,867 | 予期しない妊娠等に関する相談窓口の運営に要する経費 ・ 委 託 先 (一社) 栃木県助産師会 |

| | | |
|---|---------|--|
| 〔産業労働観光部〕 9 脱炭素化技術育成 支援事業費 | 10,000 | 県内中小企業等における脱炭素化に係る技術の育成支援を目的とした基金の設置に対する助成 ・事業主体 (公財) 栃木県産業振興センター ・補助率 定額 |
| 10 地域企業感染症対策 新事業展開支援 事業費 | 200,000 | 中小企業者等が行うウィズコロナ・ポストコロナに向けた新たな事業展開に対する助成 1 地域企業感染症対策新事業展開支援補助金 190,000 ・補助対象 経営革新計画等に基づく新たな事業展開のための設備導入費等 ・補助率 2/3 ・補助限度額 5,000千円/事業者 2 受付センター事業費 10,000 |
| 11 スマートワーケー ション受入環境整備 助成事業費 | 55,000 | ワーケーション受入れのために宿泊事業者が行う環境整備に対する助成 ・補助対象 ワーケーションのためのワークスペース改修工事費等 ・補助率 1/2 ・補助限度額 5,000千円/事業者 |
| 〔農政部〕 12 畜産物輸出コンソー シアム推進対策 事業費 | 31,191 | 生産者、輸出事業者、食肉処理施設等で構成するコンソーシアムの輸出促進活動に対する助成 ・補助対象 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組等 ・補助率 定額 |
| 13 とちぎ農業労働力 確保緊急支援事業費 | 9,240 | 農業者が雇用する外国人材の在留資格変更に伴う掛かり増し経費に対する助成 1 外国人材確保支援事業費 8,400 ・事業主体 (一社) 栃木県農業会議 ・補助率 定額 2 推進事務費 840 |
| 14 県産米消費拡大 事業費 | 15,000 | 新型コロナウイルス感染症の影響により需要が減少した県産米の消費拡大に向けたキャンペーン等の実施に対する助成 1 消費拡大キャンペーン事業費 10,000 ・事業主体 農業団体 ・補助率 1/2 2 お米の力PR事業費 5,000 ・事業主体 農業団体 ・補助率 1/2 |
| 15 作付転換拡大 緊急対策支援事業費 | 20,000 | 主食用米から新規需要米等への作付転換に対する助成に要する経費の補正 (補正前) 109,220 → (補正後) 129,220 ・事業主体 市町農業再生協議会 ・補助額 県 2,500円/10a 国 2,500円/10a (直接) |
| 16 とちぎの観光 いちご園元気アップ 対策事業費 | 18,000 | 観光いちご園における感染予防対策及び安全・安心のPRに対する助成 1 安全・安心対策支援事業費 17,050 |

| | | |
|--------------------------------|-----------|--|
| | | (1)環境整備対策費 9,300 ・補助対象 飛沫防止アクリル板の設置、導線確保用資材の購入等 ・補助率 定額 ・補助限度額 300千円/施設 (2)施設整備対策費 7,750 ・補助対象 換気装置及び暖房装置等の整備 ・補助率 1/2 ・補助限度額 250千円/施設 2安全・安心PR事業費 950 ・事業主体 とちぎ観光いちご園連絡協議会 ・補助対象 安全・安心な観光いちご園のPR経費 ・補助率 定額 |
| 17食肉流通安定化対策事業費 | 105,000 | (株)栃木県畜産公社の経営改善に向けた取組に要する経費 1食肉流通安定化資金貸付金 100,000 2食肉流通安定化促進事業費 5,000 ・事業主体 (株)栃木県畜産公社 ・補助対象 豚の集荷に必要な輸送経費 ・補助率 県 1/3、農業団体 1/3、(株)栃木県畜産公社 1/3 ・補助限度額 100円/頭 |
| 18県単公共事業費 | 20,000 | (補正前) 247,420 → (補正後) 267,420 ・農業農村 |
| [県土整備部] 19地域公共交通等支援事業費 | 69,000 | 地域公共交通事業者等の事業継続に対する支援金の支給に要する経費の補正 (補正前) 519,000 → (補正後) 588,000 ・事業主体 野岩鉄道(株)、真岡鐵道(株)、わたらせ渓谷鐵道(株) |
| 20県単公共事業費 | 550,000 | (補正前) 14,237,029 → (補正後) 14,787,029 1通学路交通安全対策分 200,000 2国体・障スポ関連分 350,000 |
| 21公共事業費 | 5,058,032 | (補正前) 44,385,612 → (補正後) 49,443,644 1道路 4,659,006 2住宅 399,026 |
| 22緊急防災・減災対策事業費 | 600,000 | 災害に強い県土づくりの推進のための緊急防災・減災対策事業の実施に要する経費の補正 (補正前) 1,000,000 → (補正後) 1,600,000 ・河川・砂防 |
| 23公共事業関連調査費 | 150,000 | 防災・減災対策等の推進に向けた交付金事業の円滑な導入のための測量、設計等に要する経費の補正 (補正前) 541,417 → (補正後) 691,417 ・道路 |
| [教育委員会事務局] 24県立学校ICT環境整備事業費 | 910,890 | 国の「GIGAスクール構想」に基づく学びの保障のためのICT環境整備に要する経費の補正 (補正前) 125,412 → (補正後) 1,036,302 |

| | | |
|------------------------|-------|--|
| | | ・事業内容 タブレット端末整備 ・対象校 75校（県立高校及び特別支援学校） |
| 25とちぎの食文化調査 研究発信事業費 | 7,277 | 本県における特色ある食文化の文化財登録等に向けた調査研究等に要する経費 1 調査委員会開催事業費 192 2 食文化調査等事業費 7,085 |

(財政課)

栃木県告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3(2021)年10月22日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

| 指 定 年 月 日 | 名 称 | 所 在 地 |
|-----------------|--------------|------------------|
| 令和3(2021)年10月1日 | おもと乳腺外科クリニック | 野木町丸林624-1 |
| 令和3(2021)年10月1日 | 暁デンタルクリニック | 小山市西黒田300-1 |
| 令和3(2021)年9月1日 | ふじ調剤薬局黒田原店 | 那須町大字寺子丙字前原1-101 |

2 指定訪問看護事業者等

| 指 定 年 月 日 | 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等 | | 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等 | |
|------------------------|---------------------|----------------------------|-----------------------|----------------------------|
| | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 |
| 令和3 (2021)年 7月1日 | 株式会社はちみつ カンパニー | 真岡市並木町1-10-12 ファーストビル2F | 真岡訪問看護ス テーション | 真岡市並木町1-10-12 ファーストビル2F |

栃木県告示第537号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3(2021)年10月22日

栃木県知事 福田 富一

| 指 定 年 月 日 | 施 術 者 | | 施 術 所 | |
|----------------|-------|------------|-----------------|-------------|
| | 氏 名 | 住 所 | 名 称 | 所 在 地 |
| 令和3 (2021)年 | 小林 政利 | 壬生町安塚840-9 | 業のはな訪問マッ サージ | 小山市大字羽川37-6 |

9月24日

(保健福祉課)

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3（2021）年10月22日

栃木県知事 福田 富一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|--------------------|----|------------|
| 栃木市都賀町家中字元八幡3403番1 | 田 | 427.00 |
| 栃木市都賀町家中字元八幡3404番1 | 畑 | 1,262.00 |
| 栃木市都賀町家中字中荒井3419番1 | 畑 | 539.00 |
| 栃木市都賀町家中字中荒井3419番2 | 田 | 99.00 |
| 栃木市都賀町家中字中荒井3420番 | 田 | 105.00 |
| 栃木市都賀町家中字中荒井3465番1 | 田 | 332.00 |
| 栃木市都賀町家中字中荒井3466番1 | 畑 | 442.00 |
| 栃木市都賀町家中字中荒井3466番2 | 田 | 294.00 |
| 栃木市都賀町家中字中荒井3466番3 | 田 | 67.00 |
| 栃木市都賀町家中字高野原5642番1 | 田 | 5,038.00 |
| 栃木市都賀町家中字高野原5643番 | 畑 | 274.00 |
| 栃木市都賀町家中字高野原5654番2 | 田 | 708.00 |
| 栃木市都賀町家中字高野原5656番1 | 田 | 335.00 |
| 栃木市都賀町家中字高野原5660番1 | 田 | 7.34 |
| 栃木市都賀町家中字高野原8097番 | 畑 | 280.00 |
| 栃木市都賀町家中字立出シ7786番 | 田 | 2,461.00 |
| 栃木市都賀町家中字立出シ7798番1 | 田 | 5,312.00 |

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる田、畑

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 農地の区分 | 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------------------|--------|------|--------------|
| 栃木市都賀町家中字元八幡3403番1 | | | |
| 栃木市都賀町家中字元八幡3404番1 | | | |

| | | | |
|--------------------|---------------------|----|----------|
| 栃木市都賀町家中字中荒井3419番1 | 令和4年(2022)年 1月1日 | 5年 | 223,795円 |
| 栃木市都賀町家中字中荒井3419番2 | | | |
| 栃木市都賀町家中字中荒井3420番 | | | |
| 栃木市都賀町家中字中荒井3465番1 | | | |
| 栃木市都賀町家中字中荒井3466番1 | | | |
| 栃木市都賀町家中字中荒井3466番2 | | | |
| 栃木市都賀町家中字中荒井3466番3 | | | |
| 栃木市都賀町家中字高野原5642番1 | | | |
| 栃木市都賀町家中字高野原5643番 | | | |
| 栃木市都賀町家中字高野原5654番2 | | | |
| 栃木市都賀町家中字高野原5656番1 | | | |
| 栃木市都賀町家中字高野原5660番1 | | | |
| 栃木市都賀町家中字高野原8097番 | | | |
| 栃木市都賀町家中字立出シ7786番 | | | |
| 栃木市都賀町家中字立出シ7798番1 | | | |

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和3(2021)年11月5日

(2) 提出先

栃木県農政部農政課

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(農政課)

○患畜の届出

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年10月22日

栃木県知事 福田 富一

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜又は疑似患畜の区分 | 頭羽群数 | 発生の場所又は区域 | 発 生 年 月 日 | 経過及び転帰 |
|----------|-------|-------------|------|-----------|------------------|--------|
| ヨーネ病 | 牛 | 患畜 | 4頭 | 那須塩原市 | 令和3(2021)年10月11日 | 法令殺 |

(畜産振興課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

真岡市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和3（2021）年10月1日に変更した、宇都宮都市計画公園の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和3（2021）年10月22日

栃木県知事 福田 富一
(都市計画課)